

社 会 教 育

第1節 社会教育一般

1 概 要

生がい教育の立場から社会教育をどのように体系化し、充実するかについて継続検討を進めながら、民主社会の市民としての資質の向上を図り、絶えず自己教育をすすめ、国際社会に生きる県民の育成を図ることを目標として、県2次長期総合教育計画ならびに短期計画にもとづき、昭和53年度 of 社会教育課の重点施策を次のように策定し、社会教育の機会の拡充に努めた。

(1) 社会教育事業の拡充

社会教育は乳幼児から高齢者にいたるまで、その対象となっており、生がい教育の立場から家庭教育、青少年教育、成人教育の各領域において、各階層の学習要求及び社会の要請に対応した各種の学級、教室、講座及びその他の社会教育事業等の整備拡充を図るの必要があり、これが実現のため市町村教育委員会と緊密な連携のもとにその拡充を図った。

① 各種学級、講座の拡充

- ア 乳幼児学級、家庭教育学級の拡充を図る。
- イ 少年教室（ガキ大将教室）の開設を促進する。
- ウ 青年学級、教室の整備拡充を図る。
- エ 成人学校、学級、講座、成人大学講座等の開設促進を図る。
- オ 婦人学級、講座の整備充実を図る。
- カ 高齢者教室の整備充実を図る。

② 各種事業の拡充

- ア 家庭教育（幼児期）相談事業の充実を図る。
- イ 少年団体活動普及を推進する。
- ウ 青年学級、教室、リーダー研修事業の拡充を図る。
- エ 青年学級生大会、婦人学級生研究大会の充実を図る。
- オ ユネスコ活動指導者養成研修会の充実と協会設立を促進する。
- カ 生がい教育研究大会の充実を図る。
- キ 視聴覚教育研修事業の充実を図る。
- ク 社会通信教育の普及を推進する。

(2) 社会教育関係職員の充実

市町村における社会教育の一層の振興を図るためには、新しい社会の進展に即応する専門的職員として、ふさわしい識見と技術とを備えた社会教育主事、公民館職員等を確保する必要がある。これがため社会教育主事の市町村派遣の適正化を図りながら、市町村社会教育主事及び公民館職員等の専任化促進と定数増について市町村指導に当たるとともに、職員の研修事業の改善充実を図った。

① 社会教育関係職員の拡充強化

- ア 社会教育主事未設置町村の解消と専任化の促進を図る。

- イ 公民館長、主事の専任化の促進と定数増を図る。
- ウ 社会教育指導員の適正配置を図る。

② 社会教育関係職員の資質の向上

- ア 現職教育の拡充と計画的参加を促進する。
- イ 社会教育主事の養成確保を図る。

③ 県婦人教育指導員の活動の強化

(3) 社会教育施設、設備の整備拡充

公民館、図書館、少年自然の家、青年の家等の社会教育施設は、市町村との連携のもとに計画的に整備充実を図る必要がある。これがため公民館は、本県における設置目標をふまえ、国庫補助の確保を図るとともに、県費補助の増額に努め、建設を促進するよう市町村の指導に当たった。また、少年自然の家（会津坂下町）の建設を推進するとともに、県立図書館建設委員会を設置し、基本的事項の審議をすすめた。

① 公民館の設置促進

- ア 公民館の計画的な整備促進を図る。
- イ 公民館設備の整備促進を図る。

② 公立図書館の設置促進

- ア 県立図書館の充実を図る。
- イ 市町村立図書館の設置を促進する。

③ 青少年教育施設の整備拡充

- ア 少年自然の家の建設を推進する。
- イ 少年自然の家の整備充実を努める。
- ウ 海浜青年の家の整備充実を努める。

④ 視聴覚ライブラリーの整備充実

- ア 未設置市町村の解消をすすめるため公立化の促進を図る。
- イ 視聴覚教育機器の整備充実を努める。

(4) 民間有志指導者の発掘と養成

社会教育の振興充実を図るためには、民間有志指導者の参加と協力が極めて重要なことである。これがため指導者養成研修事業の拡充を図り、民間有志指導者の確保と活動の活発化を図った。

- ア 指導者養成研修事業の拡充を図る。
- イ 民間有志指導者の活動の活発化を図る。

(5) 社会教育関係団体の育成と活動の助長

社会教育関係団体に参加し、活動することは、自主性、協調性を培うとともに、今日希薄化している連帯感の向上のうえからも、極めて重要である。これがため青少年団体、成人団体への加入を促進するとともに、指導者養成、地域活動の活発化を図るよう育成助長を図った。

- ア 青少年団体への加入促進と活動の推進を図る。
- イ 婦人団体の育成と、地域活動の推進を図る。
- ウ P T A の活動の推進を図る。
- エ 青少年団体指導者研修事業の充実を図る。
- オ 成人団体指導者研修事業の充実を図る。